

宮崎県立看護大学入試委員会規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）に、宮崎県立看護大学入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入学試験の実施に関する事。
- (2) 入学試験の調査分析に関する事。
- (3) 入学試験の制度検討に関する事。
- (4) その他入学試験に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学の職員の中から学長が指名する者
 - (2) その他学長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 6 条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(入学者選抜試験問題作成専門部会の設置)

第 8 条 委員会に入学試験問題を作成するため、入学者選抜試験問題作成専門部会を置く。

- 2 前項の部会の組織運営に関する事項については、別に定める。

(専門部会)

第 9 条 委員会に専門的事項を調査検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、別に定める場合を除き、次に掲げる部会員をもって組織する。
 - (1) 委員会の委員の中から互選された者

(2) 本学の専任教員の中から委員会が指名する者

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会は、調査検討した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。